

## 道路区域の変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき，道路区域を次のように変更した。

なお，関係図面は告示の日から 2 週間新潟市土木部土木総務課及び新潟市南区役所建設課において，一般の縦覧に供する。

平成 2 1 年 3 月 2 日

新潟市長 篠 田 昭

道路の 種 類	路 線 名	区 間	変 更 前後別	敷 地 の	
				幅員 (m)	延長 (m)
県道	白根黒埼線	新潟市南区菱潟字屋敷 298 番 2 地 先から 新潟市南区鑄物師興野字堀内 204 番 2 地先まで	前	6.0~20.4	1,346.6
			後	6.1~20.4	1,348.1